

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第106号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 保険給付（第12条～第24条）」

第4章の2 指定地域密着型サービス等の事業の設備及び運営に関する基準（第24条の2）」を「第4章 保険給付（第12条～第24条）」に改める。

第4章の2を削る。

第31条第2号ア中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の右に「又は令附則第16条第1項若しくは第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者」を加え、同条第3号ア中「者」の右に「又は令附則第16条第1項若しくは第2項に規定する者」を加え、同号イ中「超えないこと（」の右に「第2号イ又は」を加え、同号ウ中「前号ウ」を「第2号ウ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第1号被保険者が次に掲げる要件を備えており、かつ、活用することができる資産の額が著しく低く、保険料を納付することが困難であると区長が認めるとき。

ア 令第39条第1項第1号イ若しくはハ、第2号若しくは第3号に掲げる者又は令附則第16条第1項若しくは第2項に規定する者であること。

イ 当該年度の保険料の賦課期日において、第1号被保険者の属する世帯の全員の前年の収入金額の合計額が800,000円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、800,000円に当該第1号被保険者以外の者1人につき320,000円を加算した額）を超えないこと（前号イに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

ウ 前号ウに掲げる要件に該当すること。

第32条第1項中「又は第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第1号ア中「13,530円」を「18,940円」に改め、同号イ中「27,060円」を「35,260円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 令附則第16条第1項又は第2項に規定する者 30,690円

第32条第1項第2号中「13,530円」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 令第39条第1項第1号イ若しくはハ又は第2号に掲げる者 5,230円

イ 令第39条第1項第3号に掲げる者 21,550円

ウ 令附則第16条第1項又は第2項に規定する者 16,980円

第32条第1項に次の1号を加える。

(3) 第1号被保険者が前条第4号に該当すると区長が認めたとき 次に掲げる額

ア 令第39条第1項第3号に掲げる者 16,320円

イ 令附則第16条第1項又は第2項に規定する者 11,750円

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)